

令和 4年監査報告第 2号関係分（令和 4年 5月18日報告）

健康福祉局（高齢福祉部関連事務に限る。高齢福祉部関連事務を担当する区役所及び財政局の課室を含む。）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
(2)	<p>日常生活用具給付事業の見直しについて（支出事務）</p> <p>本市では、在宅の高齢者の日常生活の安全を確保するため、電磁調理器等の日常生活用具を給付する事業を行っている。名古屋市高齢者日常生活用具給付事業実施要綱によると、用具の給付を受けようとする者は、名古屋市高齢者日常生活用具取扱業者登録要綱により登録された業者（以下「取扱業者」という。）から收受した見積書を添付した申込書を市長に提出し、給付の決定とともに発行された給付券を取扱業者に渡し用具の給付を受けるとされている。その際、生活保護の被保護世帯等を除いた者については、用具ごとに定められた限度額又は用具の価格のいずれか低い額の10/100に相当する額を負担するとされている。また、電磁調理器の限度額は平成21年度に20,000円に変更されているが、この金額は当時における取扱業者の販売価格を平均して設定されたものである。</p> <p>日常生活用具給付事業における電磁調理器の給付実績について調査したところ、過去3年の給付実績は表1のとおりで、令和2年度は600件以上の給付があり、当初予算額を超える実績金額となっていた。（表1省略）</p> <p>また、今回の監査対象区において最も給付件数の多かった同一製品に係る販売価格は、表2のとおり取扱業者によって大きな開きがあり、全体の給付件数の半数以上が限度額に近い19,001円～20,000円の販売価格となっていた。この要因の一つとして、取扱業者が限度額ありきで販売価格を設定することが考えられるが、平成21年度以</p>	<p>本件、高齢者日常生活用具給付事業における給付方法や限度額については、今回の指摘を受けて、他の政令指定都市の中で、本市同様の事業を実施しており、かつ事業規模も類似している大阪市、京都市及び広島市に対し、令和4年5月に電話で聞き取り調査を行うとともに、大阪市には令和4年8月9日に文書による調査も行いました。</p> <p>また、本市は、給付対象者が高齢者であることから、日常生活用具の給付を取り扱うことができる業者について登録制をとっており、登録資格には、福祉用具レンタルサービスにおける「シルバーマーク」の認定を受けていることや、市内全域の高齢者の日常生活用具の給付等に関し、迅速に対応できる体制が整っていること、故障等に関し適切な相談等を行うものが常時いること等を定めているところです。</p> <p>こうした、高齢者への対応を含め市場価格を反映したものとするため、市内の家電量販店、中小規模の家電販売店及び高齢者日常生活用具登録事業者を対象に令和4年11月、12月に文書による調査を行いました。</p> <p>この市場価格に関する調査結果や他の政令指定都市の電磁調理器の給付状況をふまえ検討した結果、より経済的な事業となるよう、電磁調理器の給付限度額を、令和5年度より20,000円から17,000円に変更することとしました。</p> <p>今後も適宜市場価格の動向を踏まえ、限られた予算の中で、より充実した事業を実施できるようにしてまいります。（高齢福祉課）</p>	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	<p>降、高齢福祉課では給付方法や限度額について経済性の観点からの検討を実施していなかった。（表 2省略）</p> <p>高齢福祉課においては、限られた予算の中でより充実した事業を実施できるよう、他都市の事業内容等も調査した上で、より経済的な給付方法等を検討されたい。（高齢福祉課）</p>		

令和 4年監査報告第 2号関係分（令和 4年 5月18日報告）

健康福祉局（公の施設の指定管理者監査分）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
(1) イ	<p>指定管理料の支出について（支出事務）</p> <p>イ 福祉会館の指定管理料の一部返還事務について</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 2年度において、福祉会館及び老人いこいの家（以下「福祉会館等」という。）は閉館措置や事業の縮小等の対応をとったことから、高齢福祉課では、福祉会館等の管理業務に関する基本協定書に基づき、指定管理料の一部について指定管理者より返還させることとした。返還金額の計算方法については、講師謝金等の報償費の不用額と光熱水費の前年度との差額を合算した金額を返還することとした上で、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のために執行した経費については返還額から差し引くことができることとされており、高齢福祉課は各指定管理者から提出された指定管理料執行状況調べに基づき指定管理料の返還金額の計算を行っている。</p> <p>指定管理料執行状況調べについて調査したところ、以下のような事例が見受けられた。</p> <p>(ア) コロナ対策とは言えない経費が計上されていたもの （社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会【名古屋市天神山福祉会館】、こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム【名古屋市中川福祉会館】）</p> <p>(イ) 光熱水費の計上が誤っていたもの （こどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアム【名古屋市中川福祉会館】）</p>	<p>本件、社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会及びこどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアムについては、提出書類の確認が不足していたことが原因です。</p> <p>提出書類の内容及び金額を再度精査した上で、令和 4年 5月25日に返還を受けました。</p> <p>また、指定管理者に対し、適正に提出書類を作成するよう口頭で指導を行うとともに、書類について二重チェックを徹底して行うこととしました。</p> <p>名古屋市天白福祉会館についても、提出書類の確認不足が原因であったことから、本市への提出書類の内容及び金額を再度精査したうえで、令和 3年 11月19日に返還を受けました。</p> <p>また、指定管理者に対し、適正に提出書類を作成するよう口頭で指導するとともに、書類について二重チェックを徹底して行うこととしました。</p> <p>令和 2年度指定管理料の一部返還事務については、令和 4年11月までにすべての福祉会館等において領収書等の確認を行い、指定管理料執行状況調べの内容が適正かどうか審査した結果、他に誤りはなく適正であることを確認しました。 （高齢福祉課）</p>	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	<p>（指定管理者分） 社会福祉法人名古屋市西区社会福祉協議会及びこどもNPO・介護サービスさくらコンソーシアムにおいては、本市への提出書類について計上する内容及び金額をよく精査した上で適正に作成されたい。</p> <p>（健康福祉局関係分） 上記の事例に加えて、名古屋市天白福祉会館において、コロナ対策とは言えない経費が計上されている事例が見受けられた。高齢福祉課においては、各指定管理者に対して返還すべき金額の返還を求めるとともに、適正に提出書類を作成するよう指導されたい。</p> <p>また、今回の指定管理料の一部返還事務において、各指定管理者から提出された指定管理料執行状況調べを形式的に確認するのみで、領収書等の確認は行っていなかったことから、高齢福祉課においては、すべての福祉会館等において領収書等の確認を行い、指定管理料執行状況調べの内容が適正かどうか審査した上で、指定管理料執行状況調べの内容に誤りがあった場合には返還等の適切な処理を行うとともに、該当の指定管理者に対して適正に提出書類を作成するよう指導されたい。</p> <p style="text-align: right;">（高齢福祉課）</p>		
(2)	<p>指定管理者が購入した備品の帰属について（その他） 本市では、各局室が指定管理者制度を運用する際に遵守すべきルールとして指定管理者制度の運用に関する指針（以下「指定管理者制度運用指針」という。）を定めている。</p> <p>指定管理者制度運用指針では、市と指定管理者の協議により締結する基本協定書において、指定管理者が購入した備品の帰属、備品の撤去・撤収のための費用分担等の取扱いを明記することとされている。</p> <p>指定管理者が購入した備品の帰属等に関する条項及び管理状況について調</p>	<p>本件は、名古屋市鯉城学園、各福祉会館ともに基本協定書に指定管理者が購入した備品の帰属について明記していなかったことが原因です。</p> <p>今回の指摘を受け、指定管理者と協議のうえ、鯉城学園については令和4年11月に基本協定書の変更協定を締結し、本市への備品の帰属について規定いたしました。また、福祉会館については令和5年3月に基本協定書の変更協定を締結し、本市への備品の帰属について規定いたします。</p> <p>また、令和2年度に指定管理者が購入の通知を行った備品については、令和4年1月に財務会計総合システムに</p>	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	<p>査したところ、以下のとおりであった。</p> <p>名古屋市鯉城学園の基本協定書及び仕様書によると、指定管理者が管理業務に必要な備品を経年劣化や毀損滅失以外の事由により任意で購入した場合には、「甲（本市）と乙（指定管理者）と協議を行い、乙の責任と費用で撤去、撤収するか、甲に引き継ぐかを決定するものとする」とのみ規定されていた。また、各福祉会館及び名古屋市総合社会福祉会館の基本協定書においても、これと同様の規定がなされているのみであり、いずれも基本協定書等に備品の帰属については明記されておらず、指定管理期間中に購入した備品に損害が発生した場合の責任の所在等が曖昧になっていた。</p> <p>さらに、令和 2年度に指定管理者が購入の通知を行った備品について、財務会計総合システムへの登録が行われていなかった。</p> <p>（健康福祉局関係分）</p> <p>高齢福祉課及び地域ケア推進課においては、指定管理者が任意で購入した備品の帰属を規定上明確にするとともに、本市に帰属する備品については、財務会計総合システムへの登録を確実に行われたい。</p> <p>（高齢福祉課、地域ケア推進課）</p>	<p>登録を行いました。今後も、指定管理者が購入した備品については、通知の都度財務会計総合システムへの登録を行います。</p> <p>（高齢福祉課）</p> <p>本件は、名古屋市総合社会福祉会館の基本協定書に指定管理者が購入した備品の帰属について明記していなかったことが原因です。</p> <p>今回指摘を受けたことを踏まえ、指定管理者と協議の上、基本協定書第30条を変更する、変更協定書を令和 4年 5月19日付にて締結し、本市への備品の帰属について規定いたしました。</p> <p>（地域ケア推進課）</p>	

令和 4年監査報告第 3号関係分（令和 4年 9月 8日報告）

住宅都市局（工事）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(1)	<p>建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について（積算）</p> <p>環境省が定める建設廃棄物処理指針（以下「処理指針」という。）では、発注者の責務と役割について、建設廃棄物の積算上の取扱いにおいて適正な建設廃棄物の処理費を計上することや工事が終わった時は受注者に報告させ、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認することなどを定めている。</p> <p>「葵土地区画整理事業都市計画道路布池町線始め6路線街路築造及び舗装工事」及び「鳴海地区高架北道路外1路線街路築造及び舗装工事」では、道路の整備を行っており、整備に伴い既設の排水管を撤去していたが、積算では撤去費のみ計上しており、撤去により発生する塩化ビニル管などの建設廃棄物について処理費用が計上されていなかった。また、これらの建設廃棄物の処理について、工事完了時に受注者に報告させておらず、建設廃棄物が適正に処理されたことを確認していなかった。なお、実査により工事完了後の建設廃棄物の処理状況を確認したところ、適正に処理されていた。</p> <p>今後、建設廃棄物の処理にあたっては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るために定められた処理指針の趣旨を踏まえ、発注者の責務として建設廃棄物の処理費用を適正に計上されたい。また、建設廃棄物の処理について、工事完了時に受注者に報告させるなど、処理指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保に努めるよう改めて局内に周知されたい。</p> <p>（大曾根北・筒井都市整備事務所、 緑都市整備事務所）</p>	<p>本件は、建設廃棄物の処理に関して職員の認識が不足していたことが原因であることから、大曾根北・筒井都市整備事務所では令和 4年 6月24日、緑都市整備事務所では令和 4年 6月23日の職場会議において工事担当係長が本実務を行う職員に対し、建設廃棄物処理指針の規定に基づき、適切な処理費用の積算及び処理の確認をするよう指導しました。なお、施工中の類似案件で、処理費が計上されていなかった案件については適正な積算となるよう変更処理を行いました。また、新規発注工事についても、適正に計上されていることを確認しています。</p> <p>今後も会議等の機会において周知することにより、工事担当職員が建設廃棄物について適切に積算及び処理確認を行うようにしてまいります。</p> <p>（大曾根北・筒井都市整備事務所、 緑都市整備事務所）</p> <p>本件の指摘を受け、処理指針に沿った建設廃棄物の適正な処理の確保に努めるよう、監査書の送付により改めて局内に周知しました。（監理指導室）</p>	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(2)	<p>排煙ダクトの施工について（施工）</p> <p>国土交通省が定める公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（以下「標準仕様書」という。）では、公共建築物における長方形ダクトの材料や接合について、標準的な仕様を定めている。長方形ダクトは、鉄板を筒状に加工して製作されることから、かどに継目ができるが、標準仕様書ではその継目はピツバーグはぜ又はボタンパンチスナップはぜによるとされており、排煙の用途に使用する長方形ダクト（以下「排煙ダクト」という。）のかどの継目については、ピツバーグはぜとするとされている。</p> <p>「緑文化小劇場天井脱落対策空調工事」では、天井改修に伴って支障となる排煙ダクトの一部を改修する工事を行っていた。新設した排煙ダクトのかどの継目を確認したところ、受注者が作成する施工計画書は標準仕様書に定めているピツバーグはぜとする旨の記載があったにもかかわらず、ボタンパンチスナップはぜで施工していた。なお、工事完了後の当該排煙ダクトの風量を測定したところ、必要とされる風量については確保していることを確認した。</p> <p>標準仕様書は公共建築物の品質及び性能の確保等を目的としており、公共建築物である緑文化小劇場は、標準仕様書に沿った施工が必要である。当該排煙ダクトについては、必要とされる風量は確保していることを確認したところではあるが、排煙ダクトは火災時に煙を屋外へ排出する重要な設備であるため、標準仕様書に基づいた施工となるよう受注者を指導するとともに、設置する段階で施工が適切であるか確実に確認されたい。（設備課）</p>	<p>本件は、受注者及び職員が、ダクト製作据付時において、排煙ダクトのかどの継目についての確認不足が原因であると考えています。</p> <p>これを受け、令和 5年 1月19日に職場内研修にて、担当主幹が本指摘内容についての研修を行い、本業務を行う職員に指摘内容を周知しました。なお、ご指摘いただいた日以降に他の案件について標準仕様書に基づいた施工となっているか各現場において調査し、施工が適切であることを確認しました。</p> <p>今後も研修等を通じて周知していくことにより、ダクト製作据付時には、標準仕様書に基づいた施工となるよう受注者を指導するとともに、工事監理担当職員として、設置する段階で施工が適切であるか確実に確認するよう徹底します。（設備課）</p>	措置済
1(3)	<p>単価契約に関する指示ごとの工事の完了検査について（検査）</p> <p>名古屋市住宅都市局工事請負単価契</p>	<p>本件は、指示ごとの完了検査に関して職員の認識が不足していたことが原因であることから、令和 4年 6月23日</p>	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
	<p>約約款では、発注者は、必要が生じたつど、指示書をもって受注者に対して工事の施工及び所要の措置を指示し、受注者は、指示ごとの工事を完成したときは、直ちに発注者に工事完了届を提出しなければならないとしている。また、発注者は、工事完了届を受理したときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了しなければならないとしている。なお、指示ごとの工事の完了検査は、発注者が指定した検査員が行うものとしている。</p> <p>「緑都市整備事務所所管街路灯等修繕工事（単価契約）」では、所管区域内において発生する街路灯等の要補修箇所をそのつどの指示に基づき修繕し、工事完了後にそのつど完了検査を実施していたが、指定した検査員ではなく、担当監督員が完了検査を実施していた。</p> <p>工事の完了検査は、当該工事の出来高を対象とし、契約書、仕様書、設計書及び図面その他関係書類に基づき、工事の実施状況、出来形及び品質等について確認し、合否の判定を行うものであり、発注者が指定した検査員により適正に実施されたい。</p> <p>（緑都市整備事務所）</p>	<p>の職場会議において工事担当係長が本実務を行う職員に対し、名古屋市住宅都市局工事請負単価契約約款の規定に基づく、適正な完了検査について確認するよう指導しました。なお、施工中の類似案件については、発注者が指定した検査員により適正に完了検査を実施しています。</p> <p>今後も会議等の機会において周知することにより、発注者が指定した検査員が適正に指示ごとの完了検査を行うようにしてまいります。</p> <p>（緑都市整備事務所）</p>	
1(4)	<p>道路の工事等における所轄警察署長の許可又は協議について（その他）</p> <p>道路交通法（昭和35年法律第105号）では、道路において工事若しくは作業をしようとする者又は当該工事若しくは作業の請負人に対し当該行為に係る場所を管轄する警察署長（以下「所轄警察署長」という。）の許可を受けなければならないと定めている。また、同法では、道路法（昭和27年法律第180号）による道路の管理者が道路の維持、修繕その他の管理のため工事又は作業を行なおうとするときは、当該道路の管理者は、所轄警察署長に協議すれば足りると定めている。</p>	<p>本件は、道路上での工事及び作業に関して職員の認識が不足していたことが原因であることから、大曾根北・筒井都市整備事務所では令和4年6月24日、緑都市整備事務所では令和4年6月23日の職場会議において工事担当係長が本実務を行う職員に対し、道路交通法の規定に基づき、必要な所轄警察署長との許可又は協議を受けるよう指導しました。なお、施工中の類似案件については、所轄警察署と許可又は協議を行い、工事を実施しています。</p> <p>今後も会議等の機会において周知することにより、工事担当職員等が必要な手続きを行うようにしてまいります。</p>	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
	<p>「街路灯修繕工事（大北・筒井-1）単価契約」及び「緑都市整備事務所所管街路灯等修繕工事（単価契約）」において、道路上で街路灯の修繕工事を行っていたが、あらかじめ必要とされる所轄警察署長の許可又は協議がなく工事を実施していた。</p> <p>道路における施工等に際しては、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するとの道路交通法の趣旨を踏まえ、必要な所轄警察署長の許可の取得又は協議の実施をされたい。</p> <p>（大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所）</p>	<p>（大曾根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所）</p>	

令和 4年監査報告第 3号関係分（令和 4年 9月 8日報告）

総務局（工事）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1(1)	<p>非常用の照明装置の改善について（維持管理業務）</p> <p>建築基準法（昭和25年法律第 201号）及び建築基準法施行令（昭和25年政令第 338号）では、一定の規模を有する建築物には、非常用の照明装置などの建築設備を設置することと定めている。また、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定めている。</p> <p>「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、建築基準法に基づいて設置した建築設備の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で非常用の照明装置が点灯しないと報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、適法な状態に改善されていなかった。</p> <p>非常用の照明装置は、停電した場合において、一定時間点灯し安全に避難することができるよう、廊下、階段などに設置する重要な設備であるため、建築物の所有者、管理者又は占有者は適法な状態で維持するよう努めなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）管理に関する覚書に基づき、非常用の照明装置の不点灯について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。</p> <p>（デジタル改革推進課）</p>	<p>今回の指摘を受け、指摘の内容については、令和 4年 7月 8日に当該施設営繕の所管局へ周知・共有し、速やかに必要な改善を行うように改めて要請しました。</p> <p>非常用照明装置の改善の一部については、令和 5年 1月27日に当該施設営繕の所管局にて改善したとともに、残りの箇所についても、令和 5年度に設計及び施工を行い改善する予定です。</p> <p>また、従前より実施していた点検結果報告書の文書での共有に加え、定期的に対面等にて営繕の具体的な内容や進捗の確認を行うことにより、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を行ってまいります。</p> <p>（デジタル改革推進課）</p> <p>ご指摘の件につきましては、令和 4年 9月 9日に施設管理に係る各部署に対して、令和 4年度工事監査指摘事項について周知し、再発防止を図りました。</p> <p>（総務課）</p>	措置済

番号	指摘（監査結果）	措置状況 (措置の内容又は未措置理由等)	備考
1(2)	<p>接地抵抗値の改善について（維持管理業務）</p> <p>電気事業法（昭和39年法律第 170号）では、電気設備の設置者は、電気設備を省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならないと定めている。また、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めており、その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、接地の種別ごとに抵抗値は基準以下にすることと定めている。</p> <p>「複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）維持管理業務委託」では、受変電設備の定期点検を行っており、接地抵抗値についても測定を行っていた。点検報告書を確認したところ、令和 3年度の点検で接地抵抗値が基準を超えているとの報告を受けていた箇所について、令和 2年度においても同様の報告を受けていたにもかかわらず、技術基準の解釈に適合する状態になるよう改善されていなかった。</p> <p>接地抵抗値が基準を超えている場合、漏電した際に大地へ電気が流れにくくなり、感電や火災が発生するおそれがあるため、電気設備の設置者は技術基準の解釈に適合するように維持しなければならない。複合庁舎である中土木事務所ビルは、複数の部署が所管する施設となっていることから、関係局で締結している複合庁舎中土木事務所ビル（上下水道局施設併存）管理に関する覚書に基づき、接地抵抗値の改善について、必要な対策が講じられるよう当該施設営繕の所管局に強く働きかけ、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を図られたい。</p> <p style="text-align: right;">（デジタル改革推進課）</p>	<p>今回の指摘を受け、指摘の内容については、令和 4年 7月 8日に当該施設営繕の所管局へ周知・共有し、速やかに必要な改善を行うように改めて要請しました。</p> <p>接地抵抗値の改善については、令和 5年度に設計及び施工を行い改善する予定です。</p> <p>また、従前より実施していた点検結果報告書の文書での共有に加え、定期的に対面等にて営繕の具体的な内容や進捗の確認を行うことにより、関係局と相互に協力し適切な施設の運営、管理を行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（デジタル改革推進課）</p> <p>ご指摘の件につきましては、令和 4年 9月 9日に施設管理に係る各部署に対して、令和 4年度工事監査指摘事項について周知し、再発防止を図りました。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	措置済

令和 4年監査報告第 3号関係分（令和 4年 9月 8日報告）

経済局（工事）

（令和 5年 2月28日現在の状況）

番号	指摘（監査結果）	措置状況 （措置の内容又は未措置理由等）	備考
1	<p>低圧幹線の設計について（設計）</p> <p>電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9年通商産業省令第52号）では、電気設備の異常時の保護対策など電気設備の保安上必要な技術基準を定めている。その具体的事項を示した電気設備の技術基準の解釈（以下「技術基準の解釈」という。）では、低圧幹線（以下「幹線」という。）を敷設する場合、幹線を保護する過電流遮断器（ブレーカ）の定格電流は、幹線の許容電流以下とすることを定めている。</p> <p>「工業研究所中間実験工場分電盤改修その他工事」では、新しい試験器を導入するため、直近に開閉器を設け、配電盤の既設の過電流遮断器から開閉器までの幹線を敷設する工事を行っていた。新設する幹線には許容電流が63アンペアであるケーブルを敷設する設計としていたが、幹線を保護する既設の過電流遮断器の定格電流が 100アンペアであり、幹線の許容電流よりも大きいものとなっていた。また、施工状況について確認したところ、設計図書のおおりの内容で施工されていた。</p> <p>幹線に許容値以上の電流が流れ続けると、異常発熱による火災事故の恐れがあるため、技術基準の解釈に適合するよう当該電気設備を是正されたい。また、今後同様の設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう局内に周知されたい。</p> <p style="text-align: right;">（工業研究所総務課）</p>	<p>本件は、電気設備の技術基準の解釈における低圧幹線の保護についての確認不足が原因であったことから、令和 4年 9月20日に監査書及び監査資料を職員に配布することで、低圧幹線の保護について技術基準の解釈に適合した施工とするよう工業研究所内に周知し、再発防止を図りました。</p> <p>なお、当該工事の過電流遮断器については、指摘に基づき令和 4年12月 3日に技術基準の解釈に適合するよう是正を行いました。</p> <p style="text-align: right;">（工業研究所総務課）</p> <p>ご指摘の件につきましては、令和 4年 9月20日に監査書及び監査資料を基に今回の事例を局内に通知し、今後同様の設計にあたっては、技術基準の解釈に適合した設計とするよう周知しました。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	措置済